

# 個別信用購入あっせん契約(分割払い)にあたって(補足)

2024年11月現在

■「個別信用購入あっせん契約(分割払い)にあたって」に記載の事項について、以下のとおり読み替えてご確認いただきますようお願いいたします。

該当箇所	該当項目	読み替え前	読み替え後
P1	個別信用購入あっせん契約(分割払い)にあたって	●au/UQ mobile通信サービスの利用権譲渡を行う場合には、個別信用購入あっせん契約における分割支払金の残額全額をあらかじめ一括してお支払いいただく必要があります。ただし、家族間譲渡の場合は、分割支払の継続も選択いただけます(所定の審査が必要です。審査の結果、分割支払を継続いただけない場合があります)。	●au/UQ mobile通信サービスの利用権譲渡を行う場合には、個別信用購入あっせん契約における分割支払金の残額全額をあらかじめ一括してお支払いいただく必要があります。家族間譲渡の場合も、分割支払金の残額全額をあらかじめ一括してお支払いいただく必要があります。
P2	<個別信用購入あっせん契約約款> 第9条第2項	2 前項の規定に関わらず、携帯電話契約者である購入者が、携帯電話約款に基づき指定携帯電話回線に係る指定サービスの利用権の譲渡の承認を請求する場合の取扱いは、次の各号のとおりとします。 (1) 利用権を譲り受けようとする者と譲渡しようとする者の関係が当社が別に定める基準に適合する場合であって、所定の条件を満たすときは、当社の承諾を受けることを条件に、本契約に係る契約上の地位の譲渡を請求することができます。 (2) 前号以外の場合、あらかじめ分割支払金の残金全額を一括して弁済するために必要な手続きを行うものとします。	2 前項の規定に関わらず、携帯電話契約者である購入者は、携帯電話約款に基づき指定携帯電話回線に係る指定サービスの利用権の譲渡の承認を請求する場合、あらかじめ分割支払金の残金全額を一括して弁済するために必要な手続きをあらかじめ行うものとします。
P4	<個別信用購入あっせん等クレジット取引に関する個人情報の取扱規約> 第8条	(契約上の地位の譲渡があった場合の取扱い) 第8条 当社との個別信用購入あっせん契約又は個品割賦販売契約に係る契約上の地位の譲渡があった場合の取扱いについては、この規約のほか当社が別に定めるところによります。	第8条 削除